

## 江別市行政審議会の概要

### 1 目的

平成26年度からの新しい総合計画を策定するにあたり、市民意見を反映するために設置された「えべつ未来市民会議」の提言を踏まえて市が作成した計画案等について、市長の諮問に応じて審議し、答申を行う。

### 2 設置

江別市行政審議会条例（昭和35年10月1日、条例第19号）により設置。  
また、必要に応じて同条例第6条に基づき部会を設置する予定。

### 3 審議事項

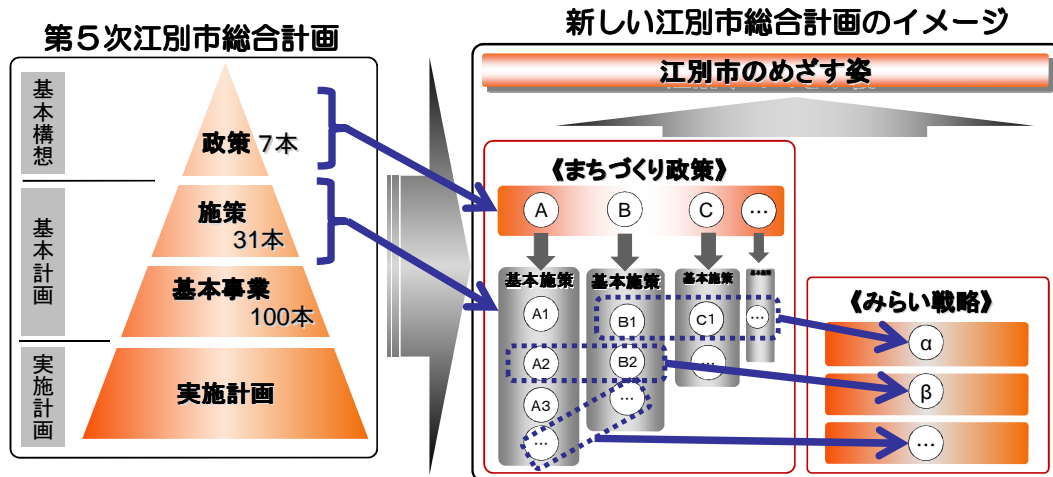
江別市新総合計画策定方針に定める「まちづくり政策」と、「みらい戦略」について審議する。

#### ○「まちづくり政策」

江別市の将来の都市像と、市が目指すまちづくりの方向性・目的、そしてそれを実現していく手立てをまとめるもので、市政全般にわたるもの。

#### ○「みらい戦略」

江別市の持つ特性や優位性を生かして、まちの魅力を高めていくことに繋がるテーマを設定し、そのテーマを実現するために必要な手立てを「まちづくり政策」の中からまとめて、重点的に取り組んでいくもの。



### 4 委員（別紙名簿のとおり）

学識者	4名	
経済団体	5名	
市民団体等	4名	
市民委員	3名	合計16名

### 5 スケジュール（月1～2回程度開催）

平成25年2月～3月：計画骨子案について審議

4月～7月：計画素案について審議

	H25.2月	3月	4月	5月	6月	7月
行政審議会	・骨子案の審議 3回程度開催		・計画素案の審議 5～6回程度開催			

## 江別市行政審議会条例

(設置)

**第1条** 本市における都市振興基盤の整備強化、及び産業水準の向上と市民生活の健全化について総合建設計画を樹立し、かつその推進を図るため市長の附属機関として、江別市行政審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

**第2条** 審議会は、江別市総合建設計画に関し市長の諮問に応じ、調査、審議して答申するほか、必要に応じ意見を具申するものとする。

(組織)

**第3条** 審議会は、委員若干名をもって組織する。

2 委員は、学識経験者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は1年とし、再任されることを妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

5 市長は特別の事由があると認めるときは、任期中であっても委員を解嘱することができる。

(職務)

**第4条** 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

(招集)

**第5条** 審議会は会長が招集する。

2 審議会は委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は出席委員の過半数で決し可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

**第6条** 審議会の決定により専門部会を置くことができる。

(委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか審議会について必要な事項は市長が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。